

第1回栃木県情報コミュニケーションに関する条例制定検討部会 次第

日時：令和3(2021)年6月28日(月)

14時00分～

場所：ニューみくら207・208会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

- (1) 情報コミュニケーション条例の制定の基本的な考え方について【資料1】
- (2) 情報コミュニケーション条例の枠組み検討について【資料2】
- (3) 県等における情報コミュニケーションに関する取組について
 - ア 地域生活支援事業における意思疎通支援事業について【資料3】
 - イ 情報コミュニケーション総合支援事業について【資料4】
- (4) 団体・市町との意見交換等について【資料5】

4 その他

5 閉会

〈 配付資料 〉

- ・ 次第
- ・ 委員名簿、設置要領、第1回部会での議論のポイント
- ・ 資料1 情報コミュニケーション条例の制定の基本的な考え方について
- ・ 資料2 情報コミュニケーション条例の枠組み検討について
- ・ 資料3 地域生活支援事業における意思疎通支援事業について
- ・ 資料4 情報コミュニケーション総合支援事業について
- ・ 資料5 団体・市町との意見交換等について
- ・ 参考1 情報コミュニケーションに関する法令・手段等について
- ・ 参考2 新型コロナウイルス感染症に関する障害者の情報保障について

第1回栃木県情報コミュニケーションに関する条例制定検討部会 委員名簿

令和3(2021)年6月28日

No.	分野	所属	氏名	備考
1	障害者団体	一般社団法人 栃木県視覚障害者福祉協会	加藤 範義	
2	障害者団体	一般社団法人 栃木県聴覚障害者協会	稲川 和彦	
3	障害者団体	特定非営利活動法人 栃木県中途失聴・難聴者協会	青木 邦明	
4	障害者団体	栃木盲ろう者友の会「ひばり」	山上 和	
5	障害者団体	一般社団法人 栃木県手をつなぐ育成会	小島 幸子	
6	障害者団体	栃木県自閉症協会	宮下 陽子	
7	障害者団体	栃木県精神保健福祉会	前野 澄子	
8	支援者団体	栃木県手話通訳問題研究会	石井 智子	
9	支援者団体	特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会栃木支部	安田 房代	
10	支援者団体	とちぎ障がい者相談支援専門員協会	笹崎 明久	
11	支援者団体	社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会	篠崎 和男	
12	学識経験者	国際医療福祉大学大学院	城間 将江	
13	教育	栃木県立聾学校	野原 辰男	
14	市町村	宇都宮市障がい福祉課	佐々木 洋友	
15	市町村	野木町健康福祉課	松原 一敏	

※ 任期 委嘱の日から令和5(2023)年3月31日まで

栃木県情報コミュニケーションに関する条例制定検討部会設置要領

(目的)

第1条 障害者の円滑な情報取得や意思疎通のための手段の普及を促進するとともに、これらに関して県民の理解促進を図ることを目的とした条例の制定に向けた検討を行うため、栃木県障害者差別解消推進条例第19条第9項の規定に基づき、栃木県障害者差別解消推進委員会（以下「県委員会」という。）に栃木県情報コミュニケーションに関する条例制定検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 部会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を県委員会に報告する。

- (1) 情報コミュニケーションについての条例に関すること
- (2) その他、情報コミュニケーションについての条例の制定に当たり必要な事項

(構成)

第3条 部会の委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者
- (3) 障害者関係団体の役職員
- (4) その他関係機関の職員

(会長及び副会長)

第4条 部会には、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を統括し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 部会委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(会議)

第6条 部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 部会委員は、部会において知り得た個人に関する秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、栃木県保健福祉部障害福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3（2021）年3月29日から施行する。

第1回部会で御議論いただきたいポイント

1 本日の事務局からの説明内容

- ・ 情報コミュニケーション条例制定の基本的な考え方
- ・ 情報コミュニケーション条例の枠組み検討
- ・ 現在の本県における情報コミュニケーションに関する取組
- ・ 障害者団体や市町との意見交換の実施



2 第1回部会において御議論いただきたいポイント

- ・ 日常生活における情報の取得やコミュニケーション（意思疎通）に関して、課題と捉えていること。
- ・ 情報コミュニケーション条例の検討に当たって、大切にしたい、基本としたい考え方について。
- ・ 障害者団体との意見交換内容や市町への調査内容について。



1 背景

○ H28(2016).4 栃木県障害者差別解消推進条例を施行

➢ 全ての県民が、障害の有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指す

R1(2019).11～ 差別解消推進条例の検証

●「令和元年(2019) 東日本台風」、
「新型コロナウイルス感染症」の拡大等、災害等の発生

災害や緊急時において、聴覚や視覚の障害のある方の情報取得等が課題であることを再認識。

●R4(2022)の第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催

多くの障害者が本県を訪れ、情報アクセシビリティ（情報の利用のしやすさ）の向上が求められる。

●令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（【内閣府】令和2年12月24日公表）

- ・余震などに関する避難情報、食糧や衣服の配布などの生活情報、暮らしの再建に係る支援などの必要な情報が伝わらない・得られない。
- ・周囲の避難者との意思疎通ができず孤立する。
- ・さらに、こうしたことがストレスとなって、体調の悪化が引き起こされることが、近年の災害の経験を通じて明らかに。

本県の条例制定に向けた動き

- 「障害者差別解消推進条例検証報告書(R3.2)」…条例制定の必要性を掲げる
- 「とちぎ障害者プラン21(R3.3)」…情報アクセシビリティの向上を重点取組として掲げるとともに、条例制定の検討について記載。
- 「とちぎ未来創造プラン」…条例制定について記載するとともに「ICT活用による障害者の社会参加の促進」を盛り込み、R3から「情報コミュニケーション総合支援事業」を開始。

条例を制定し、多様な意思疎通手段の普及や県民意識の醸成を図ることで、障害者の円滑な情報取得やコミュニケーションを促進していく

2 他自治体の制定状況(R3.4現在)

全国状況

- ・ 手話言語（単独）条例 24 府県
- ・ 情報コミュニケーション条例 10 府県
- ・ 差別解消条例において意思疎通手段全般を規定 5 都県
39 都道府県

県内市町の状況

- ・ 手話言語（単独）条例 6 市町
- 〔日光市（H30.4施行） 鹿沼市・栃木市（H31.4施行）
塩谷町（R2.4施行） 那須町・那須塩原市（R3.4施行）〕
- ・ 差別解消条例において意思疎通手段全般を規定 1 市
〔栃木市（H31.4施行）〕

3 制定までのスケジュール（案）

情報コミュニケーション条例制定検討部会

令和3年6月 第1回検討部会【条例の方向性・構成について審議】

※この間、個別に団体意見交換&市町調査

// 9月 第2回検討部会 条例骨子案審議

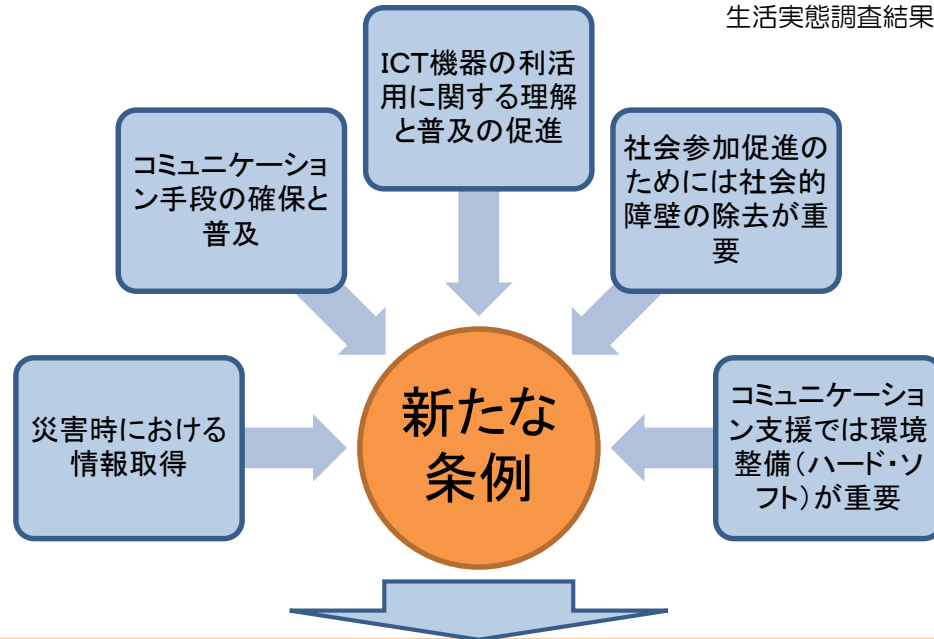
// 11月 第3回検討部会 条例素案審議

- // 11月 障害者差別解消推進委員会 条例素案審議
- // 12月 条例（案）パブリック・コメント実施
- 令和4年2月 県議会 条例（案）上程・審議
（令和4年4月の施行を目指す）



1 新たな条例の要素検討

* 背景や関係法令、
生活実態調査結果から



障害がない者と同等の情報取得やコミュニケーション手段を確保することで、障害者の社会参加を促進し、共生社会を実現していく。

2 基本的考え方(案)

- 障害者の情報取得と手話を含めた意思疎通の手段の確保促進に関する施策の基本となる事項を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資すること。
- 「とちぎ障害者プラン」の基本目標である「障害者の自立と社会参加」の促進に必要である障害者の活動を制限し社会参加の障壁となっているものの除去を進めるためには、情報アクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上等の環境整備が欠かせないという考え方に立つものであること。
- 合理的配慮や環境整備は、障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、全ての障害者に対し実施する必要があること。

現行の法令等では不十分なきめ細かな点について、新たな条例により対応していく

3 条例の基本構成(案)

前文…背景

目的…条例の目指すもの

定義…用語・言葉の意味

基本理念…条例を推進するに当たっての基本的な考え方

責務及び役割(県・県民・事業者など)

施策内容(普及啓発、学習機会の確保、情報発信、災害時の情報取得、ICTの利活用、人材育成、調査研究など)

情報コミュニケーション条例骨子比較表

	北海道	青森県	岐阜県	愛知県
名称	北海道障がい者の意思疎通の総合的な支援に関する条例	青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例	岐阜県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例	手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例
前文	・障がい者が意思疎通のために使用する手段には、数多くのものが存在する。しかしながら、障がい者の意思疎通に大きな障害が生じている。それらの社会的障壁を解消するためには、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者が一体となって取り組んでいかなければならない。このような考え方にたって、施策を総合的に推進し、共生社会の実現に寄与するため、条例を制定する	・共生社会の実現には、全ての障害者にとって、あらゆる分野の社会活動への参加機会が確保されることが重要。そのためには、多様な意思疎通手段についての理解促進・環境整備に県、市町村、県民等が一丸となって取り組んでいかなければならない。このような認識に立ち、共生社会の実現のため条例を制定する	・県において、差別解消条例を制定し手話を言語として位置づけた。同条例では、意思疎通手段の選択の機会が確保されるとともに、情報取得・利用手段について選択の機会の拡大が図られなければならないとされた。その理念を具現化するため、手話に対する理解・普及促進が必要であり、障害の特性に応じた手段により意思疎通を図れるよう具体的な取組を定めるため、条例を制定する	・手話は独自の体系を有する言語であるが、その認識が広く共有されているとはいえないため、手話言語の普及のための取組を進めていかなければならない。また、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を選択し、利用しやすい環境づくりを進める必要があり、加えて、合理的配慮提供時や災害発生時においても障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用が必要である。このような認識を共有し一体となって共生社会を実現するため、条例を制定する
目的	・道の責務並びに道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消し、共生社会の実現に資すること	・県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、障害者の意思疎通手段の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の形成に寄与すること	・県の責務、県民、事業者並びに障害者、障害者関係団体及び支援者の役割を明らかにするとともに、手話及び障害者への理解促進を図り、共生社会の実現に寄与すること	・県の責務等を明らかにするとともに、手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進を図り、共生社会の実現に寄与すること

情報コミュニケーション条例骨子比較表

		北海道	青森県	岐阜県	愛知県
定義		・ 障害 ・ 障害者 ・ 社会的障壁 ・ 意思疎通手段 ・ 意思疎通支援者 ・ 情報保障	・ 障害者 ・ 意思疎通手段 ・ 意思疎通支援者	・ 障害のある人 ・ 手話 ・ 手話言語の普及 ・ 意思疎通手段 ・ 支援者	・ 手話言語の普及 ・ コミュニケーション手段 ・ 障害者
基本理念		・ 意思疎通の支援は、人格と個性を尊重し合い、相互理解を深めるため、多様な意思疎通手段を使用し円滑に意思疎通を行えるよう、障がいの特性に応じて総合的に推進されなければならない ・ 意思疎通の支援は、道、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の適切な役割分担による協働により推進されなければならない	意思疎通手段の利用の促進は、次の事項を旨として行われなければならない。 ・ 多様な意思疎通手段があることの理解が深められ、意思疎通手段の利用機会の拡大が図られること ・ 県、市町村、関係機関及び関係団体が相互に連携、協力すること	・ 手話言語の普及は、手話が文化的所産であるという認識の下行われる ・ 意思疎通手段の利用の促進は、それぞれの障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの必要性を認めることにより行われる	・ 手話言語及びコミュニケーション手段の利用促進は、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要という認識の下行われる ・ 手話言語の普及は、手話が文化的所産であるという認識の下行われなければならない ・ コミュニケーション手段の利用促進は、選択の機会の確保及び利用機会の拡大が図られることを旨として行われなければならない
責務・役割	県	・ 障がい者の意思疎通の支援に関する施策を総合的に推進しなければならない ・ 施策推進にあたり、市町村、道民、障がい者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者と緊密な連携を図る ・ 事業等を行うにあたり、障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁を解消するために必要かつ合理的な配慮をしなければならない	・ 障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する	・ 県民の手話に関する理解促進に努める ・ 意思疎通手段を利用する上で障壁となるものの除去について必要な措置を講ずるよう努める ・ 基本理念に対する県民の理解を深めるよう努める	・ 手話言語及びコミュニケーション手段の利用促進に関する総合的な施策を策定・実施する ・ 市町村と協力して、施策の推進に取り組む

情報コミュニケーション条例骨子比較表

		北海道	青森県	岐阜県	愛知県
責 務 ・ 役 割	県民等	・ 多様な意思疎通手段があること及びこれらが障がい者にとって日常生活を営む上で必要不可欠なものであることについての理解を深めるとともに、障がい者との円滑な意思疎通のための必要な配慮に努める	・ 障害者の意思疎通手段の利用の促進の必要性についての理解を深めよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない	・ 意思疎通手段の理解を深めよう努める ・ 県、市町村、障害のある人等が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する取組に協力するよう努める	・ 基本理念に対する理解を深めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努める
	事業者	・ 障がいの特性に応じた意思疎通手段を使用できるよう、必要かつ合理的な配慮に努めるとともに、道が実施する施策に協力するよう努める	・ 障害者の意思疎通手段の利用促進の必要性について理解を深めよう努めるとともに、県が実施する施策に協力するよう努めなければならない ・ 障害者が意思疎通手段を利用できるようにするための合理的な配慮をするよう努めなければならない	・ 県が実施する意思疎通手段の利用の促進に関する施策に協力するよう努める ・ 障害のある人にサービスを提供するとき又は雇用するときは、意思疎通手段の利用に関して合理的な配慮を行うよう努める	・ 県が実施する施策に協力するよう努める ・ 障害者が利用しやすいサービスを提供し、障害者が働きやすい環境を整備するよう努める
	意思疎通支援者等	・ 他の意思疎通支援者及び関係団体と相互に連携して、多様な意思疎通手段についての道民等の理解促進に努めるほか、道が実施する施策に協力し、障がい者の意思疎通を積極的に支援するよう努める			
	障害者	・ 意思疎通手段を使用する者の視点から、道が実施する施策に協力するよう努める		・ 県の施策に協力し、主体的かつ自主的に県民の理解促進及び意思疎通手段の普及に努める ・ 意思疎通手段を利用する上で障壁があると感じた場合、周囲の人に積極的に伝えるよう努める	

情報コミュニケーション条例骨子比較表

		北海道	青森県	岐阜県	愛知県
責務・役割	学校等		・児童等に対する意思疎通手段についての啓発、学習の機会の確保等障害者の意思疎通手段の利用を促進するための取組を実施するよう努める ・児童等の教育に携わる教職員に意思疎通手段に関する知識及び技能の向上のための研修を受けさせるよう努める ・児童等及び保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する相談に的確に応ずるよう努める	・児童等が必要な意思疎通手段により学習することができる環境整備に努めるとともに、教職員の知識及び技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努める ・保護者からの相談への対応及び支援を行うよう努める	・児童等に対し、手話言語の普及のための学習機会を提供するよう努める ・教職員の知識及び技能の向上のための研修を行うよう努める ・保護者からの学校等における相談に的確に応ずるよう努める
	市町村・関係機関との連携	・道は、市町村が行う地域の実情に応じた障がい者の意思疎通の支援に関する取組に対して連携協力するとともに、必要があると認めるときは市町村に対し必要な協力を要請する		・環境整備の推進及び県民の理解促進にあたり、市町村その他の関係機関と連携を図るよう努める	
施策内容	計画及び施策の策定・推進	道は、次に掲げる基本方針に基づき、施策を総合的に推進する ・意思疎通手段についての道民等の理解促進を図る ・多様な意思疎通手段の確保及びそれらを使いやすい環境の整備を図る ・多様な意思疎通手段を活用した情報保障の推進を図る ・意思疎通支援者の養成及び派遣の推進を図る	・県は、障害者基本計画に障害者の意思疎通手段の利用に関する施策の推進のために必要な事項を定める	・県は、障害者計画において基本的施策を定め、総合的かつ計画的に推進する ・県は、基本的施策の推進にあたり、障害のある人等と連携して推進する体制を整備する	・県は、障害者計画において次に掲げる事項について定め、総合的かつ計画的な推進を図る 1. 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する施策についての基本的な方針 2. 手話言語の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

情報コミュニケーション条例骨子比較表

		北海道	青森県	岐阜県	愛知県
施策内容	意思疎通手段等の普及	・道は、障がい者又は障がい者でない者が意思疎通手段を習得するための取組への支援その他の必要な措置を講ずる ・道は、公共施設、職場等において、使用可能な意思疎通手段の表示及び意思疎通支援者、機器等の配置の促進その他の必要な措置を講ずる			
	普及啓発・学習の機会等の確保	・意思疎通手段の種類、特徴及び活用の方法並びに障がい者の意思疎通の妨げとなる社会的障壁について、道民等に対する普及啓発その他の必要な措置を講ずる	・県は、県民及び事業者の理解を深めるため、学習の機会の提供、広報活動の充実等必要な措置を講ずる ・県は、意思疎通支援者と連携し、障害者及び保護者への意思疎通手段についての学習の機会の提供等必要な措置を講ずる	・県は、市町村その他の関係機関と協力し、啓発及び学習の機会の確保に努める	・県は、手話言語の普及に関する啓発を行うよう努める ・県は、市町村及び関係団体と協力して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段に関する啓発を行うよう努めるとともに、学習の機会を確保するよう努める
	学校等での普及			・県は、学校教育において、基本理念及び意思疎通手段に対する理解の促進に努める	
	情報発信・入手	・道は、多様な意思疎通手段による情報発信の推進その他の必要な措置を講ずる	・県は、意思疎通手段を利用して県政等に関する情報を発信するよう努める	・県は、障害の特性に応じた意思疎通手段による情報発信に努める ・県は、市町村その他の関係機関と連携し、障害のある人が災害時等において、安全を確保するために必要な情報を速やかに取得するとともに、円滑に意思疎通を図ることができるよう必要な措置を講ずるよう努める	・県は、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用して情報発信をするよう努める ・県は、障害者が災害時等において必要な情報を取得できるよう、市町村その他関係機関と連携して、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用した連絡体制の整備に努める

情報コミュニケーション条例骨子比較表

		北海道	青森県	岐阜県	愛知県
施策内容	人材育成	・道は、人材確保を目的とした意思疎通支援者の取組の周知、その養成又は技能の維持若しくは向上のための研修、その派遣に係る体制の整備その他の必要な措置を講ずる	・県は、意思疎通支援者及びその指導者の養成のための研修の実施等必要な措置を講ずる	・県は、市町村その他の関係機関と協力し、支援者及びその指導者の育成に努めるとともに、障害のある人が支援者の派遣等支援を適切に受けることができるよう体制整備に努める	・県は、意思疎通を支援する者が確保されるよう、市町村及び関係団体と協力して、養成その他の必要な措置を講ずるよう努める
	事業者への支援		・県は、意思疎通手段の利用の促進に関する活動を行う県民及び事業者に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずる	・県は、合理的な配慮を行うための取組に対し必要な協力を行うよう努める	・県は、関係団体と協力して、必要な情報の提供等を行うよう努める
	市町村への支援		・県は、市町村が意思疎通手段の利用の促進に関する施策を実施する場合、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずる		
	調査研究			・県は、障害のある人等が行う意思疎通手段の発展のための調査研究の推進、成果の普及に協力する	・県は、施策の策定及び実施に必要な情報の収集等の調査を行うよう努める
財政上の措置		・道は、施策推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める	・県は、施策推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める	・県は、基本的施策推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める	・県は、施策推進のため必要な財政上の措置を講ずるよう努める
意見の聴取		・北海道障がい者施策推進審議会の意見聴取			・愛知県障害者施策審議会の意見聴取
検討		・条例施行後５年を経過するごとに、条例の施行状況等について検討し、必要な措置を講ずる			

地域生活支援事業における意思疎通支援事業について

1 意思疎通支援事業とは

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等を対象に、手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行うことで、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する事業。

2 主な事業内容

手話	手話通訳者の派遣
	手話通訳者の養成
	手話奉仕員の養成
	行政機関への手話通訳者の配置
要約筆記	要約筆記者の派遣
	要約筆記者の養成
	要約筆記奉仕員の養成
触手話 指点字	盲ろう者向け通訳・介助員養成
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣
点字 音訳	点訳、代筆、代読、音声訳等支援事業
	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成
	点字・声の広報等発行
情報機器等	日常生活用具給付等事業
その他	理解促進研修・啓発事業

3 手話通訳者等の登録状況

手話通訳者（栃木県登録）：141人

手話通訳士（厚生労働省登録）：35人

要約筆記者（栃木県登録）：120人（手書き58人、PC51人、両方11人）

盲ろう者向け通訳・介助員（栃木県登録）：151人

4 日常生活用具給付等事業における給付又は貸与用具（情報意思疎通支援用具）

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、点字図書、埋込型人工鼻、意思伝達装置、音声拡張器、視覚障害者用テープレコーダー



1 背景

- デジタル化が進む社会において、障害者がICT機器を活用して、これまでできなかったことも含め、意思疎通を容易にし、社会への積極的な参画を可能とするための環境整備が求められている。
- コロナ禍における「新しい生活様式」の実践により、デジタル化が進展している。

☞ 障害者のICT利活用を支援するための「障害者ICTサポートセンター」を設置する

2 事業の概要

- **設置場所** とちぎ視聴覚障害者情報センター内
※(福)栃木県社会福祉協議会に運営を委託
- **設置時期** 令和3(2021)年秋
- **対象者** 視聴覚障害者
- **実施する事業**
 - ①ICT機器の利用相談等を強化するため、専門の相談員を配置
 - ②ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアを養成・派遣事業を実施
 - ③ICT機器の利用に関する障害者の利便の増進を図るため、地域別講習会を開催

期待される効果

- ・ 希望する障害者に必要な情報が届く社会
 - ・ 障害者がICT機器を利用して社会参加できる社会
- ☞ デジタル・ディバイドの解消
- ☞ インクルーシブなデジタル社会の実現

団体・市町との意見交換等について

1 目的

障害のある方の情報取得やコミュニケーションに関する日頃の生活の実情や意見、また条例の策定や施策に対する意向等を把握し、今後の障害保健福祉の推進に役立てるため、障害者団体や支援者団体、市町と意見交換等を実施する。

2 概要

(1) 対象団体

障害者団体
支援者団体
行政機関

(2) 意見交換方法

ア 障害者団体・支援者団体

庁内会議室又は団体事務所への訪問等により、別添調査票に基づき各団体代表者等と意見交換を実施する。

イ 行政機関

別添調査票の配布・回収により意見等を把握。

(3) 実施時期（予定）

7 月

情報コミュニケーションに関する条例に係る意見交換について

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県保健福祉部障害福祉課

FAX : 028-623-3052 E-mail : kasaharat01@pref.tochigi.lg.jp

団体名 : _____ 担当者名 : _____

別添資料（先行県の条例）を御参照の上、下記の各項目について、御意見をいただきますようお願いいたします。なお、お手数ですが、上記宛先まで電子メール又はFAXにて御送付いただきますようお願いいたします。

○ 意見交換項目

1 条例の目的・基本理念について

条例の基本となる考え方であり、運用上の根本基準や適用上の注意事項となる条例の目的・基本理念について、御意見を記載してください。

2 コミュニケーションについて

(1) 現状、どのようにコミュニケーションを行っているかについて記載してください。

(2) コミュニケーションを行う中で、困った事例や苦勞した事例があれば記載してください。

- (3) 今後、どのようなコミュニケーション手段の普及・啓発等を行っていくべきか御意見を記載してください。

3 県の基本的な施策等について

様々なコミュニケーション手段の普及・啓発や情報アクセシビリティの向上に向け、県に望む取組について記載してください。

4 その他

県が制定を目指している情報コミュニケーションに関する条例全般について、御意見等があれば記載してください。

情報コミュニケーションに関する条例に係る意見照会について

〒320-8501 宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県保健福祉部障害福祉課

FAX : 028-623-3052 E-mail : kasaharat01@pref.tochigi.lg.jp

市町・課係名（電話）： _____（ _____ ）

担当者名： _____

別添資料（先行県の条例）を御参照の上、下記の各項目について、御意見をいただきますようお願いいたします。なお、お手数ですが、上記宛先まで電子メール又はFAXにて御送付いただきますようお願いいたします。

○ 意見照会項目

1 障害者における情報取得とコミュニケーションについて

- (1) 貴市町において、障害者への情報周知やコミュニケーションを行う中で、日頃感じていることや困った事例や苦労した事例等、課題がありましたら御意見等を記載してください。

- (2) 今後、どのような情報取得やコミュニケーションに関する支援が普及すれば、(1)のような事例を解消できると思いますか、御意見等を記載してください。

2 市町の基本的な施策等について

- (1) 貴市町において実施している、障害者への情報コミュニケーション支援や障害者の情報コミュニケーションに関する理解促進や普及についての取組がありましたら、事業名とその内容について御記載ください。（既存資料可）。

- (2) 今後、障害者における情報取得やコミュニケーション手段の普及・啓発促進等のために行おうとしている、また、検討している取組があれば、可能な範囲で御記載ください。

3 県・市町の連携について

障害者における情報取得やコミュニケーション手段の普及・啓発促進等のために、県と市町でどのような連携が考えられるか御意見等を記載してください。

4 その他

県が制定を目指している情報コミュニケーションに関する条例全般について、御意見等があれば記載してください。

(参考) 情報コミュニケーションに関する法令や計画等

関係法令等

- 障害者基本法 (目的)
第1条 …全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら**共生する社会を実現するため**、障害者の自立及び**社会参加の支援**等のための施策に関し…。
(地域社会における共生等)
第3条 三 **全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。**
(情報の利用におけるバリアフリー化等)
第22条 国及び**地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及**…、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。
2 …**地方公共団体は、災害その他非常の事態の場合に障害者に対しその安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策を講ずるものとする**…。
○ 栃木県障害者差別解消推進条例 (社会的障壁の除去のための合理的配慮)
第13条 ……当該障害者の性別、年齢及び**障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。**
社会モデルにおいては、社会的障壁の除去に必要な合理的配慮が欠かせない
○ 栃木県障害者差別解消推進条例【第7条関係『障害者差別対応指針』概要版】
・ **合理的配慮をするためにも、コミュニケーションを上手にとり、お互いに理解することが必要**であること、ただし、**障害によっては、コミュニケーションに配慮が必要**な人がいること。また、**環境の整備**により、簡単に合理的配慮ができるようになったり、**障害者が社会参加しやす**くなったりすること。
合理的配慮にはコミュニケーション支援が重要。社会参加の促進につながる。
○ 障害者差別解消法【第6条第1項関係『基本方針』概要】
1 環境の整備 不特定多数の障害者を主な対象とする**事前的改善措置**(バリアフリー化、**意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等**)について、**個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める**。研修等のソフト面も含まれることが重要。
環境整備においては、コミュニケーション支援(ハード・ソフト)が重要

共生社会の実現には、障害者の社会参加が欠かせない

コミュニケーション

パソコンやスマートフォンなど

災害時における情報確保

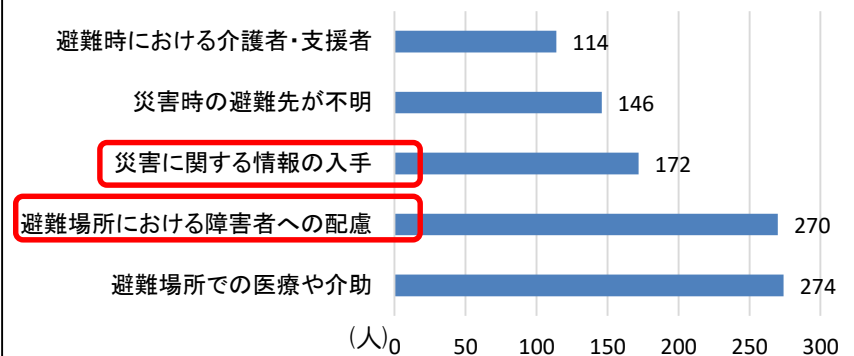
参考1



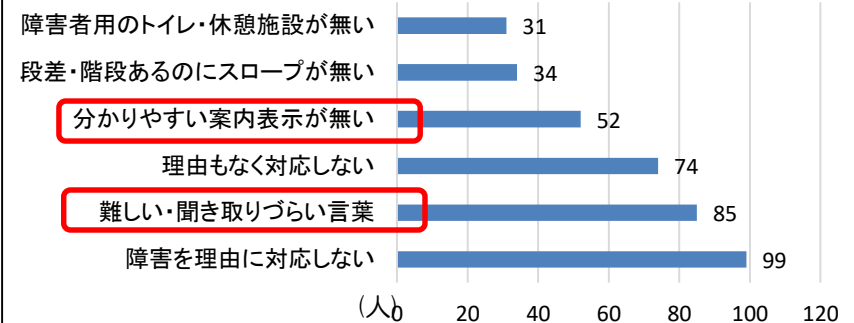
とちぎ障害者プラン2 1(2021-2023)

- 【基本目標】 『**障害者の自立と社会参加**』
障害の有無に関わらず県民誰もが共に支え合う『**共生社会**』の実現
- 【栃木県障害のある方の生活実態調査結果(R2.8調査)】

災害時の不安(N=522 3つまで選択)



差別を感じた時(N=255 3つまで選択)



●生活実態調査の結果において、情報取得やコミュニケーションにかかる不安等があることが明らかに。

(参考) 様々な情報コミュニケーション手段



1 障害者権利条約第2条に定義されている意思疎通（コミュニケーション）とは

○ 言語(音声言語及び手話その他の形態の非音声言語)、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む。）をいう。

2 障害別の主な情報取得・コミュニケーション手段

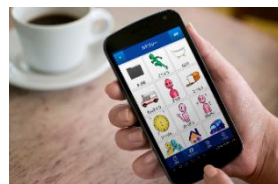
R3.4- 情報コミュニケーション総合支援事業を開始

障害	通常の主なコミュニケーション手段	ICTによる主なコミュニケーション手段
視覚障害	点字、拡大文字、代筆、代読	音声読み上げソフト、デージー、音声コード、点字ディスプレイ
聴覚障害	手話、筆談、要約筆記、読話（口の動きで読み取る）	音声読み取りソフト
盲ろう	手話、接近手話、触手話、点字、指点字	点字ディスプレイ
発話障害	手話、文字盤筆記	音声合成ソフト
難病(ALS, 脊椎損傷)	文字盤、口文字、車イス	ロボット、伝達装置、電動車イス
知的障害	平易な言葉、絵カード、コミュニケーションボード	絵カード作成ソフト、音声出力会話補助装置
発達障害	絵カード、コミュニケーションボード、スケジュールボード	絵カード作成ソフト、音声出力会話補助装置

引用文献：水島洋「ICTによる障害者に対する意思疎通支援の現状と課題」、佐藤洋子「意思疎通が困難な者への障害種別ごとに求められる支援手法に関する文献レビュー」



net119
(スマホアプリ)



Voice4u AAC
(スマホアプリ)



110番アプリ
(スマホアプリ)

こえとら
(スマホアプリ)



伝の心
(伝達装置)

orihome
(ロボット)



トーキングエイド
(音声出力会話補助装置)



ブレイルセンスポラリス
(点字ディスプレイ)

新型コロナウイルス感染症に関する障害者の情報保障について

1 記者会見等における手話通訳者の配置

新型コロナウイルス等に係る知事記者会見について、手話通訳士を配置しています。

実績：138 回配置（令和 3（2021）年 3 月 31 日現在）

2 各種相談における F A X 対応

聴覚等に障害のある方で電話での相談が難しい場合、F A X での相談を受け付けています。

平日（午前 8 時 30 分～午後 8 時）：028-623-3759
 平日（午後 8 時～午前 8 時 30 分）・休日：028-623-2527

3 緊急時遠隔手話通訳サービスの実施

聴覚障害者のコミュニケーション手段の充実を図るため、広域健康福祉センター5か所、及び障害福祉課に配置するタブレット型端末と、とちぎ視聴覚障害者情報センターとを結び、テレビ電話を活用した遠隔手話通訳サービスを提供しています。

- ・利用できる曜日：平日
- ・利用できる時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（原則）
- ・利用できる施設：
 障害福祉課、県西健康福祉センター、県東健康福祉センター、
 県南健康福祉センター、県北健康福祉センター、安足健康福祉センター

4 予防接種に関する合理的配慮の提供

市町に対して、合理的配慮の提供に留意するよう呼びかけています。

(1) 会場における合理的配慮

- ・聴覚障害者等向けにコミュニケーションボード等による案内
- ・視覚障害者等向けに放送や音声による案内
- ・知的障害者や発達障害者等に対する分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明

(2) 情報周知に関する合理的配慮

- ・視覚障害者向けに点字や拡大文字による案内